

# 総合計画／実施計画書 兼事務事業評価シート

事業期間 H21 ～ H23

担当部局	部局名	産業経済部
	課室名	商工観光課

1. 基本施策名等（基本計画における「基本施策名」等を記入）		
基本施策ID	基本 施 策 名	
1 - 4 - 5	市民が安心して消費生活を送れる環境にする	
重点施策ID	重 点 施 策 名	
1 - 4 - 5 - 1	情報提供と消費者相談の充実	

2. 事業名等			
事業名	消費者暮らしの安心安全推進事業	事業区分	② ①新規 ②継続 ③その他 ( )
細事業名		実施形態	① ①毎年 ②隔年 ③その他 ( )
事業主体	市		① ①直営 ②指定管理 ③委託
事業種別	① ①自治事務 ②法定受託事務		④その他 ( )
実施期間	平成 17 年度 ～ 平成 23 年度	根拠法規	家庭用品品質表示法/消費生活製品安全法/電気用品安全法
各種の計画への反映 (=根拠計画)			事業ID

3. 事業の内容等			
事業の背景 悪徳商法などの消費者トラブルによる消費生活相談件数は年々増加し、平成17年度では208件、平成20年度も概ね200件に達しており、トラブルに対処すべき相談窓口のあり方や啓発活動が求められている。	補助事業	名称	権限移譲事務市町村交付金
		補助率	国 県 その他 1/ 10/ 10 1/
	起債の種類	① ② ③	

事業の目的及び対象		事業概要	
【目的】 市民の消費行動における安心・安全性を確保するため、各種調査事業等を行うとともに、消費者モニター制度の充実を図る。		[受託事務]物価の動向や消費者保護条例・計量法の施行状況等の調査把握並びに結果周知 [自治事務]①消費者相談（市主催）や、リーダー研修会・講演会・学集会等啓発事業 ②価格安定対策事業（生活関連物資等価格監視調査）日常生活に関連した食料品・日用品などの価格や需給の安定を目的とした、市内のスーパー・一般小売店などでの価格動向および需給状況の監視調査	
【対象】 市民		前年度の評価	評価結果に基づき見直した内容
		F 拡大	消費生活相談員の養成と消費相談センターの設置に向けた取り組み

4. 予算・決算の状況 (単位：千円)								
財源内訳		H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	H 23～
予 算	国庫支出金							
	県支出金	45	39	170	219	4,305	219	219
	地方債							
	その他							
	一般財源	490	563	357	658	584	300	300
	計	535	602	527	877	4,889	519	519
決 算	国庫支出金							
	県支出金	45	39	170	219			
	地方債							
	その他							
	一般財源	481	395	343	621			
	計	526	434	513	840			

5. 実績及び達成目標等			
過去3年間の事業実績と課題			
平成18年度	平成19年度	平成20年度	課 題
【実績】 消費者モニター研修(2回)、消費生活セミナー(2回)、管内統一くらし安全相談日開設	【実績】 消費者モニター研修(3回)、消費生活セミナー(2回)、管内統一くらし安全相談日開設	【実績】 消費者モニター研修(4回)、消費生活セミナー(1回)、管内統一くらし安全相談日開設	

達成目標と前年度までの進捗状況……事業成果の目標となる指標と目標数値							
活動指標	① 相談窓口の開設箇所数 ② 各種団体を対象にセミナー開催数						
効率指標	-						
成果指標	相談件数						
	単 位 件						
年 度	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21	H 22	備 考
種 別	相談件数	相談件数	相談件数	相談件数	相談件数	相談件数	
目標値			183	191	195	200	
実績値	208	186	183	201			
達成率			100%	105%			
備 考							

# 総合計画／実施計画書 兼 事務事業評価シート

評価対象年度 H20 年度

評価実施年度 H21 年度

担当部局	部局名	産業経済部
	課室名	商工観光課

6. 前年度の事業評価				評価に関する視点	
事業の 必要性	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	4	時代や市民ニーズの変化への対応、事業目的の緊急性、重要性、さらには他の自治体の動向等を踏まえて評価する。	
理由	消費生活に関する相談の内容は、複雑で巧妙な手口による被害の相談が多く、その対策は十分とは言えないことから、更に普及啓発を図る必要があるため。				
行政の 関与	1 2 3 4 5 不要 ← → 必要	評価	4	この事業は行政が実施しなければならない事業なのか、民間でサービスを提供できないのか等、民間との役割分担を考慮して評価する。	
理由	民間による取組がほとんど行われておらず、行政が主体となって実施することが必要であるため。				
手段の 妥当性	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	4	行政がこの事業を行うこととした場合、事業実施の方法は妥当か、効率的な方法なのか等、外部委託や受益者負担等を含めて評価する。	
理由	市民への情報提供が最も重要であり、多くの情報が把握でき、市民に直接繋がりのある行政が、広報誌等の媒体を通じて普及啓発を図っているため。				
事業の 効果	1 2 3 4 5 低い ← → 高い	評価	4	事業の効果は上がっているのか、事業は効率的に実施できたのか、事業経費は事業実績と比べてどうか等、費用対効果も含めて評価する。	
理由	被害内容は年々複雑で巧妙な手口になってきているが、相談窓口の設置や講座の開催により、被害件数が減少傾向にあるため。				
事業の 予算	1 2 3 4 5 減額 ← → 増額	評価	3	全ての行政経費の削減が求められる中で、予算を減額できないか、できないのであればその理由はなぜか等、事業経費の面について評価する。	
理由	悪質商法や多重債務等により自殺を謀る事例もあることから、これらの被害に遭わないよう未然防止等の啓発活動を今後も継続する必要があるため。予算増は、県が実施していた消費生活無料相談会が平成20年度で廃止されたことにより、21年度から市に相談窓口を設置するため予算化（地方消費者行政活性化事業費補助金10割補助）したため。22年度からは通常予算となる。				
人体 員制	1 2 3 4 5 減員 ← → 増員	評価	3	事業経費と同様、職員全体を削減せざるを得ない状況の中で、組織の見直し、グループ制の活用、外部委託等の様々な手法を含めて評価する。	
理由	兼任業務であり、現状の人員以上の削減が困難なため。				
事業 規模	A B C D E F 廃止 終了 統合 縮小 維持 拡大	評価	F	今後の事業規模の方向性について、事業の必要性、緊急性、事業経費や担当職員数の増減等を検討し、社会情勢や市民生活への影響等も十分考慮した上で、事業全体としてどのような方向へ進めていくのかを総合的に判断する。	
理由	悪質商法による被害は、年々複雑、巧妙で被害額も増加傾向にある。本市のような中山間地域でも例外ではないため、今後も被害を未然に防ぐ啓発事業及び窓口業務を強化する必要があるため。				
その他、特記事項	事業の内容や事業規模に関する意見、補足説明、事業改善の方向性等、特記すべき事項を記載する。				
消費者庁の新設により、消費者行政への取組も重要な位置づけとなり、各市町村消費者行政強化計画書（H21年度～H23年度）の作成が求められ、以下の内容を計画する。					
平成21年度					
① 大分県が実施する消費生活相談員養成研修会に研修員を派遣し、相談員の育成を図る。					
② 専門相談窓口を設置する。					
③ 消費生活相談窓口新設による備品等の購入					
平成22年度					
① 相談窓口を設置（週4回）					
② 消費者行政活性化事業により、相談窓口の強化や整備啓発講座・資料の作成。					
平成23年度					
① 平成22年度の事業を継続し、相談窓口機能の定着化を図る。					
部長	課長	班長	担当者	内線 E-mail @bungo-ohno.jp	